

会 員 の 声

米騒動と農協改革

小樽商科大学

多木 誠一郎

taki@res.otaru-uc.ac.jp

いわゆる農協改革の議論を見ていて思い出したのが、平成の米騒動です。ひょっとしたら若い人は知らないかもしれませんが、平成5年に起きた米の大凶作です。米の国内需要を満たせないで、主食米を海外から輸入したんですね。その中には長粒米もあって、炊いて食べると不味かった（この研究会の会員の皆さんには当たり前のことなんでしょうが、長粒米の名誉のためにいっておくと、長粒米はとりわけチャーハンとかパエリアにすると美味しい。念のため）。米屋さんやスーパーに行っても、国産米を買えなかった。というより輸入米と抱き合わせしたものやブレンドしたものしか買えなかった。法的根拠は調べてみないといけません、当時は食管法の時代でしたから可能だったのでしょいかねえ。昼食でラーメン・ライスを頼んだらご飯に粘りがなくパサパサ、出張中に小腹が空いてコンビニでおにぎりを買うと不自然にネバネバ。食べ物の何とかは恐ろしいというけど、食べるのが殊に楽しみの私なんか、20年経った今でもついこの間のことのように思い出します。

米の大凶作の原因は冷夏というじゃありませんか。とくに東北地方は凄まじかったようです。冷夏——自然現象ですから人間の力では如何ともしがたいわけで、いつまた襲ってくるやもしれません。二酸化炭素の出し過ぎて異常気象が世界中で現れているというんだからなおさらです。凶作に

見舞われた個々の農業者単位で見ると、凶作は事業の失敗であり不幸なことです。でも凶作は、運良く凶作の被害が少なかった農業者そしてその集まりである農協にとっては——今回の農協改革を主導した人たちがよく使う当世はやりの言葉でいうと——、大きなビジネスチャンスでしょうね。農協改革を通じて強調されたように、農協は組合員に奉仕することが目的です。組合員の生産したものをできる限り高く売るチャンスというわけです。

でもこのビジネスチャンスを活かして、農協が米をできるだけ高く売ろうとすると、どうでしょうか。消費者つまり多くの国民にとってはたまりません。今回の農協改革を主導したいいわゆる有識者・メディアが「農協は食糧供給責任を果たせ」・「食糧は国民みんなのものだ」と叫んで、農協による有利販売にストップをかけるのではと推測するのは私だけでしょうか。

もちろん公序良俗に反するような暴利行為は法的に許されません。たとえ法的に許される範囲であっても、消費者の足元を見た「商売」をすると、長い目で見ると消費者の信頼を損ねてしっぺ返しを食らうでしょう。だから私がここに記したことは絵空事の暴論であって、実際には起こらない。「あほちゃうか」と一笑に付されるやもしれません。でも理屈の上では農業者・農協と消費者・国民との間でこんな葛藤が起こりうるんです。少な

くとも伝統的な協同組合法理論では、組合員以外の者の利益という視点はありません。大凶作という究極の状況でも、組合員への最大の奉仕を目的としてあるいは高い収益性を実現するために（農業協同組合法7条1項・2項）、米をできるだけ

高く売ってもよいのか。この研究会単独であるいは他の研究会との合同研究会で、この間について議論してみてもは。その際是非とも、今回の農協改革を主導した有識者・メディアの意見も聞いてみたいものです。